

手続きチェックシート

転入

高岡市に引っ越しされた方へ

転入届

市民課

あおいろ

高岡市に住み始めた日から、14日以内に届出してください。

【届出に必要なもの】

- ・前の住所地で発行された「**転出証明書**」
(マイナンバーカードをお持ちの方には原則発行されません)
- ・お持ちの方は、「**マイナンバーカード**」
- ・外国人の方は、「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」

関連する手続きは、
次のページです

必要な書類がそろわない場合は、
後日あらためてご来庁いただく場合
があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をします。
本人確認書類の提示をお願いします。

1点で
本人確認
できるもの

官公庁が発行した、顔写真付きで
身分を証明できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか ・パスポート ・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付き免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険資格確認書 ・年金手帳
- ・介護保険被保険者証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理の方が手続きするときは・・・

- ① 代理人として来られた方について、本人確認をします。
- ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や
委任状等で確認させていただきます。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、
手続きの対象となる方のマイナンバーを提示いただきます。

「マイナンバーカード」をお持ちの方へ

市区町村をまたいだ住所異動をしたときは、新住所地でカード
の継続利用手続きが必要です。

※必ずカードをご持参ください。

ただし、次の場合はカードが失効し、継続利用ができないため、
再発行となります。

- ◎ 転出予定日から30日以内に転入届を行わなかった場合
- ◎ 住み始めた日から14日以内に転入届を行わなかった場合
- ◎ 転入届をした日から90日以内に継続利用の手続きを行わ
なかった場合
- ◎ カードの有効期間が過ぎている場合
- ◎ カードの運用状況が廃止となっている場合
- ◎ カードの追記欄に余白がない場合



高岡市役所

〒933-8601

高岡市
広小路7番50号

◆市役所代表電話
0766-20-1111

◆開庁時間
午前 8時30分 ~ 午後 5時15分
(土曜・日曜・祝日、年末年始はお休みです)

支所も可 の手続きは、伏木・戸出・中田・福岡支所でも
可能です。内側のチェックシートでご確認ください。

転入

に関連するおもな手続き

本人確認書類（説明は表面）をお持ちください。

課名の下に書いてある色は、窓口看板の色です。

下記にあてはまりますか？		手続き	必要なもの	受付窓口	
住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの方	☐ マイナンバーに関する住所変更等	・マイナンバーカード	市民課 あおいろ	1階⑥ 20-1337
	前住所地でマイナンバーカードを申請してまだ受け取られていない方	☐ 再申請が必要申請中であることを申し出てください			
保険	国民健康保険に加入する方	☐ 国民健康保険の加入の手続き	・マイナンバーカード（お持ちでない方は本人確認書類及びマイナンバーのわかるもの）	保険年金課 あかいろ	1階①② 20-1374
	前の市町村で後期高齢者医療資格確認書を持っていた方	☐ 県外からの転入の場合は手続きが必要	・後期高齢者医療負担区分等証明書 ・マイナンバーカード（お持ちでない方は本人確認書類）		1階③ 20-1481
	国民年金に加入する方または受給中の方	☐ 手続き不要 ※前住所地で退職した方は国民年金加入への手続きが必要です	（前住所地で退職した方のみ） ・退職を証明する書類 ・基礎年金番号通知書または年金手帳		1階④ 20-1362
子ども	18歳まで（18歳になって最初の3月31日まで）の子どもがいる方、またはご本人	☐ こども医療費助成の申請 ※転入日から15日以内 ※支所の場合、後日郵送	・子の保険証情報が確認できるもの（資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの保険証情報画面等）	子ども・子育て課 オレンジ	2階⑬ 20-1381
	18歳まで（18歳になって最初の3月31日まで）の子どもがいる方	☐ 児童手当の受給申請 ※転出予定日の翌日から15日以内	・父母のマイナンバーが分かるもの ・請求者の預金通帳 ・請求者の被保険者情報がわかる書類（資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータル上の被保険者情報が記載されている画面の写し等） ・子のマイナンバーが分かるもの※子と別居しているとき（後日提出可） ※請求者は原則、父母のうち所得の高い方となります ※必要に応じて別途提出書類が必要となることがあります		
	小・中学校の児童生徒がいる方	☐ 入学指定書の交付 ※就学援助制度については、学校へお問い合わせください	・在学証明書 ・教科用図書給与証明書	学校教育課	5階 20-1449
	・0歳～13歳未満の子どもがいる方 ・中学1年生から高校1年生相当（女子）の子どもがいる方	☐ 乳幼児健康診査および予防接種の手続き	・母子健康手帳 ・乳児は、乳児一般健康診査受診票（旧住所地発行）	健康増進課 （保健センター） 本丸町7番25号	20-1349

下記にあてはまりますか？ チェック		手続き	必要なもの	受付窓口
子ども	令和4年度以前に生まれた3歳未満の子どもがいる方	☐	とやまっ子子育て応援券の申請 ※県内他市町村で申請していない場合	子ども・子育て課 オレンジ 支所も可 2階⑩ 20-1393
	・保育園・認定こども園・幼稚園等に入園している子どもがいる方 ・前住所地で、幼児教育・保育の無償化の認定を受けていた方	☐	入園・認定申請 ※現在利用中の園を継続利用したい場合は事前手続きが必要 ・市内の園へ入園希望の方（新規・継続）は入園申請書等（希望園から受取り、園へ提出） ・市外の園へ入園希望の方（新規・継続）は保護者の就労証明書等、マイナンバーカード 詳しくはお問い合わせください	子ども・子育て課 オレンジ 2階⑮ 20-1377
	前住所地で未熟児養育医療を受給していた方	☐	養育医療の転入手続き ・父母、子および同居家族のマイナンバーがわかるもの ・子の保険証情報が確認できるもの（資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの保険証情報画面等） ・養育医療意見書※医療機関で記入	子ども・子育て課 オレンジ 2階⑩ 20-1381
	児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成を受給している方	☐	・児童扶養手当の転入手続き ・ひとり親家庭等医療費助成の申請 詳しくはお問い合わせください	
	特別児童扶養手当を受給している方	☐	特別児童扶養手当の転入手続き	
妊産婦	妊娠中の方	☐	妊娠届出または妊婦転入手続き ・母子健康手帳 ・妊婦一般健康診査および産婦健康診査受診票（旧住所地発行） ・マイナンバーカード（お持ちの方）	健康増進課 （保健センター） 本丸町7番25号 20-1344
	産後1か月以内の方	☐	産婦健康診査 ・産婦健康診査受診票（旧住所地発行）	
	前住所地で妊産婦医療費受給者証を持っていた方	☐	妊産婦医療費助成の申請 ※支所の場合、後日郵送 ・妊産婦医療費受給資格申請書（医師の診断が記載してあるもの） ・マイナンバーがわかるもの（本人と夫） ・本人と夫の保険証情報が確認できるもの（資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの保険証情報画面等） ・母子健康手帳	子ども・子育て課 オレンジ 支所も可 2階⑩ 20-1381
障がい	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	☐	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の転入手続き ・手帳 ・写真（縦4cm×横3cm） ※県内からの転入、身体障害者手帳の場合は写真不要 ・マイナンバーカード（お持ちの方）	社会福祉課 みどり 1階⑪ 20-1369

※ 裏面もあります

下記にあてはまりますか？		チェック	手続き	必要なもの	受付窓口
がい	自立支援医療受給者証（更生・育成・精神）をお持ちの方	☐	受給者証の転入手続き	・受給者証 ・健康保険資格確認書（受給者と同一保険の方全員分） ・マイナンバーカード（お持ちの方） ・前住所での課税証明書が必要になる場合があります。詳しくは窓口でお問い合わせください	社会福祉課 みどり 1階⑪ 20-1369
	障害福祉サービスを受けている方	☐	申請手続き ※転入先が住所地特例施設（障害者支援施設等）の方は除く	・障害福祉サービス受給者証 ・手帳 ・健康保険資格確認書 ・自立支援医療受給者証（お持ちの方） ・特定医療費（指定難病）受給者証（お持ちの方） ・マイナンバーカード（お持ちの方）	

税	原付・農耕作業用車（トラクター等）をお持ちの方	登録等 ※支所の場合、ナンバープレート交付は後日再来所 転入前車両のナンバープレートまたは本人名義の廃車証明書 届出者の本人確認書類	市民税課 ももいろ 支所も可 2階③④ 20-1263
---	-------------------------	---	---

高齢	前住所地で介護認定を受けている方	認定申請 ※転入先が住所地特例施設（特別養護老人ホーム等）の方は除く 受給資格証明書（お持ちの方） ※転入日から14日以内に提出してください	長寿福祉課 うすみどり 2階⑫ 20-1365
	・満65歳の者で、高齢者用肺炎球菌予防接種を過去に接種したことがない方 ・今年度、带状疱疹定期予防接種の対象年齢で、過去に接種したことがない方	予防接種の手続き 本人確認書類（運転免許証、健康保険資格確認書、マイナンバーカード）	支所も可 健康増進課 （保健センター） 本丸町7番25号 20-1349

その他	犬を飼っている方	☐	住所変更	・旧住所地で発行された犬鑑札	市民生活課	7階 20-1351
	上下水道の手続き	☐	使用開始届	※使用開始・中止はWebからもお申込みできます。「高岡市上下水道使用開始および中止」で検索してください。	上下水道局	上下水道局 庁舎1階 水道料金センター 20-1616
		☐	上下水道料金の口座振替（希望者）	・預金（貯金）通帳 ・お届け印 ・お客様番号のわかるもの（検針票など）または最近の領収書 ※Webからもお申込みできます。「高岡市上下水道Web口座振替サービス」で検索してください。		

※ 税務関係等についても、手続きが必要な方は済ませてください。

